

救急法指導等の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から救急法の指導、普通救命講習会等を中止しておりました。

しかしながら管内の応急手当普及啓発が滞ることにより市民の方々に不利益が生じていることは誠に危惧しているところです。

当面、新型コロナウイルス感染症の感染拡大動向が予測困難な状況ではあります。感染拡大防止に配慮しながら10月1日から救急法指導、普通救命講習会、応急手当普及員再講習会を再開することといたします。

なお、上級救命講習会、応急手当普及員講習会は引き続き中止とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

講習会のご依頼は、最寄りの消防署へご連絡をお願いいたします。

★注意事項★

- ① 受講側責任者は、受講者名簿を作成し連絡先を管理していただきます。
- ② 受講者は受講の際、健康チェックを実施し咳、発熱（37.5℃以上）、体調不良が認められる場合は受講できません。
- ③ 受講者は、各自でマスクを準備し着用してください。
- ④ 受講者は、受講前後に手洗いと手指消毒を実施していただきます。
※ 手指消毒用アルコールは原則、受講側でご準備をお願いします。
- ⑤ 受講人数は概ね10名程度で、人と人との間隔は約2m以上確保できる会場で実施します。
- ⑥ 講習会実施中は、会場の窓を開放・換気する。また、受講者同士が大声での会話や私語を慎むようお願いします。
- ⑦ 必要によりその他の感染防止策を講じて実施していただきます。
- ⑧ 感染拡大状況により消防署の判断で講習会を延期または中止することがあります。

以 上